

平成 27 年度第 3 回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時) 平成 27 年 9 月 18 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 50

(開催場所) エスポワールいわて 3 階 特別ホール

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 大規模公共事業の再評価について<継続審議>
 - ・ 築川ダム建設事業
 - ・ 木賊川広域河川改修事業
 - (2) 大規模施設整備事業の事前評価について<継続審議>
 - ・ みたけ学園・みたけの園整備事業
 - (3) 大規模事業事後評価実施計画の策定について
 - (4) その他
- 4 閉 会

委員

倉島栄一専門委員長、小山田サナエ委員、越谷信委員、河野達仁委員、島田直明委員

1 開 会

〔事務局から委員 8 名中 5 名の出席により会議が成立する旨の報告〕

2 挨 拶

小野評価課長 それでは、開会に当たりまして倉島専門委員長からご挨拶をお願いします。

倉島専門委員長 今日は大変ご苦労さまです。再評価が 2 件、それから事前評価が 2 件上がっておりますけれども、特に再評価につきまして、いずれも河川、防災に関わることでありまして、2 年前の雫石、紫波町を中心とした豪雨とか、つい先日も北関東、それから南東北を中心とした豪雨がありましたけれども、そういう背景もありまして、ますます皆さんの河川防災に関する関心が高まる中の議論です。言うまでもなくこの委員会、様々な分野の方が集まっております、様々な角度からご意見伺いたい、そういう委員会でございますので、広い視点からご意見いただきたいと思っております。活発なご意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小野評価課長 ありがとうございます。

議事に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、机の上に青いファイルを置いてございます。本日の資料は、資料ナンバー 1 からナンバー 9 及び参考資料 1、2 をファイルの上の方に綴っておりますので、お手元の資料をご確認いただ

きたいと思います。また、その下になりますけれども、過去第1回、第2回の資料、それから条例等基礎資料もファイルの中に綴っておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

恐れ入りますけれども、資料の一番上、本日第3回の委員会の次第をご覧いただきたいと思います。先ほど委員長のほうからもお話ございましたとおり、本日の審議内容ですが、資料、表紙の議事にごさいますように、再評価の継続審議2件、それから事前評価の継続審議1件、また次年度の大規模事業評価の進め方等についてとなっております。

それでは、議事の進行につきましては、条例の規定によりまして倉島委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 大規模公共事業の再評価について<継続審議>

・築川ダム建設事業

倉島専門委員長 それでは、続きまして早速議事の(1)です。大規模公共事業の再評価、築川ダム建設事業再評価の継続審議に入りたいと思います。効率的に審議を進めるために、いつものように前回までの審議を振り返りたいと思います。また、パブリックコメントの実施結果、前回までの審議において県に追加説明を求めている事項につきまして、補足説明もあわせて事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔資料 1～4説明〕

〔参考資料 2説明〕

倉島専門委員長 ありがとうございます。それでは、パブリックコメントの意見、県の考え方、それから前回説明を求めていた事項について補足いただいたわけですが、ご意見、ご質問等をよろしくお願いいたします。

どうぞ。

越谷委員 前回、総事業費の変遷等の記載について質問させていただいたわけなのですが、質問の意図は、平成22年度に行われた大規模事業評価委員会での評価の際、築川ダム建設事業について附帯意見があつて、その中に築川治水対策等比較表の内容に大幅な変更があつたときには事業の見直し等を考えてくださいという文言がありました。第1回委員会の参考資料1の3ページにある総事業費が347億円となっていて、今回その数字が出てこない。確かにダムの治水のところは同じ金額ではございますけれども、つまり、この表に基づいて恐らく平成22年度の委員会は判断されたと理解していますが、そうするとこの表に530億円が出てこないため、その関係がよくわからないということなのです。最終的にそういうふうにご判断、前回平成22年度のときに評価されているので、それを承ると思っていたのですが、それだけの額がもし仮に変わったとすれば非常に大きな変更になるのだらうと思ひまして、ここに疑問点があると。疑問というか、よく私が理解できないのかもかもしれませんが、この意味がよくわかりません。

倉島専門委員長 私もちよつとわからないのですが、越谷委員がおっしゃるのが

参考資料1のこのA3判のことですね。

越谷委員 はい、ちょうど今スクリーンに映していただいているところ、ちょっと字が小さいけれども、その金額の合計が総事業費として347億円となっていて、確かにダムの先ほどのご説明あった治水部分に関しては同じ数字だから、それはそれでいいのですけれども、ご説明は530億円でされるので、何がどう大きく変更していないという評価になるのかがよくわからない。

倉島専門委員長 平成17年で530億円ですよ、平成22年で530億円、今回も530億円ということ。

越谷委員 その数字を疑っているわけではなくて、この表に基づいてやると書いてあるのだから、この表のどこかに出てくるのかなと思ったのですが。

倉島専門委員長 この表が平成22年のときにできた表でして、その当時ダムに限らず、いろんな選択肢を検討しなさいという、そういう流れの中で、それを説明する一つの手法としてこれが出てきたと記憶してしまっていて、もしこれが効力を持つとしたら平成22年以降のお話でして、平成22年以降に大幅な事業費の変更等があれば検討事項にはなるかとは思いますが、今のご説明ですと基礎地盤の問題とか、それから当然利水が減れば常時満水位は落とすことになりますので、そのために減ったとか、詳しいことはわかりませんが、付け替え道路の話とか、そういうところで530億に落ちついたと私は理解しておりますけれども、何かございますか。

佐野河川開発課長 ダム事業につきまして、まず平成22年と平成27年がどう変わったかというのが一つございますが、全体事業費530億円は変わりございません。また、治水で平成22年の再評価時点では、このダムの治水が309.9億円、これが例えば400億円になるとか、350億円になるとか、そういう大きく変化する場合には、5年待たずに随時評価するという話になってございます。ただ今回は平成22年から平成27年におきまして、この治水の309.9億円については変わらないということで、今回5年を待ちまして評価をしているということでございます。

あとこの表のダム＋河川改修の、トータル347億円という試算でございまして、ダム事業のほかに河川改修等の、整備済と未改修をあわせた治水計画での比較ということで、この試算表のほうは作成しているということでございます。ですから、平成22年から平成27年におきまして、ダムに関しての治水部分につきましては事業費の変更はないということになってございます。

倉島専門委員長 よろしいですか。どうぞ。

越谷委員 そうすると、私が見逃しているわけではなくて、この比較表には530億円という数字は出てこないわけですね。

佐野河川開発課長 これには530億円は出てきません。あくまでも530億円は利水とか、あと今までのかんがいとか、今まで取っていた水量とかと合わせまして、トータル事業費として530億円が出てございます。あくまで治水の部分について抜き書きしているということになってございます。

越谷委員 そういうふうに出ていたらわからないのですけれども、私がそう思い始めた理由は、この答申書の中の文言が、変化がないか見るのはこの表で見るのだと書いてあるから申し上げたわけでございます。この比較表とは違うものを見ないと530億円という数字が出てこない。だけれども、比較するのは答申書では比較表を用いなさいとあったので、その間にわかりにくさが潜んでいるのではないかというふうに思います。

佐野河川開発課長 確かにこの比較表からはどこにも530億円は出てこず、全体があって、例えばこのうち治水分はこう、とした方が確かにわかりやすかったかなという気はしております。

倉島専門委員長 確かに530億円という数字は出ていないわけですが、当時強く意識したのは、繰り返しますが、A、B、C、D、Eという、こういういろいろな案があって、当時の方針に沿って、これで見直したという経緯がありまして、この表の一番の骨子の部分はダムプラス河川改修、この案以外の必要性みたいなのが強く出てきた場合、という意味合いの附帯意見だったように記憶しています。

越谷委員 この比較表が、後の論点においても非常に重要であり、この中身の趣旨はわかるのです。例えば、他の方法では百何十年かかってしまうとか、そういったいろんなことが書かれており、非常によくわかるので、後のいろんな議論をする上で、この表に不備があるようなわかりにくさがあるのは差し控えたいなど。一番これがいい方法だとも言うのであれば、やっぱりそういった点にだけちょっと配慮いただければというふうに思って今のコメント申し上げてきました。

及川河川港湾担当技監 先ほどもご説明いたしましたけれども、築川ダムというのは治水目的だけではなくて、水道用水の確保や不特定、今回は発電の目的も加えた多目的ダムなのですけれども、あくまでもこの比較表はダムの目的のうち治水分だけを抜き出して比較しています。例えば河川改修の案というのはD案というのがあるのですけれども、これはダムの治水以外の目的を達成させる機能を代替しないのです。ですので、あくまでもダムの治水目的については治水分の負担分を抜き出して、それで費用を比較しました、というようなことになってございます。逆に530億円をこの中に入れようと思ったら、例えば河川改修であれば治水目的のみですので、D案については、プラス利水の要素を加えないと同じ比較にならないので、治水分だけ抜き出して比較するためにこのような530億から治水分は約310億ですよという比較表になって、こういうふうに整理をされているので、これについては一般的なダムの代替の比較の表にはなっていると考えています。

倉島専門委員長 よろしいでしょうか。ということで同じ土俵でちょっと検討したと。ほかに。どうぞ、越谷委員。

越谷委員 今ちょうど映っている図面でちょっと教えていただきたいところがあるのですけれども、掘り込み河道のところの、その周辺のところにも氾濫想定区域が書かれているということは、つまりあの断面でいえば水位が増して越流してしまう範囲がそのぐらいの範囲にあり、それは今想定するのは100分の1でやるとそういうふうになってしまうというふうに理解すればよろしいでしょうか。

佐野河川開発課長 はい、そのとおりです。

倉島専門委員長 ほかにいかがでしょうか。

島田委員 資料3の2番の質問に対する考えですけれども、もしかしたら以前の会議で多分議論されているところなのかなと思うのですが、2番の意図というのは、今はダムがないということをもうちょっとちゃんと評価、自然環境とかを評価すべきではないかというご趣旨だと思うのですけれども、2番の答えというのはどちらかというところダムをつくる前提でこの自然環境をいろいろ守っているよということ、それをどういうふうに軽減するかというようなことのお話のような気がして、ちょっとこの間に乖離があり、あまり回答になっていないようにも見えます。一応影響評価書を作りましたとはなっていっしょにいますけれども、その結果がどういうふうに評価されて、その上でどういうふうなことになるのかということをもうちょっと書き込んでいただいたほうが回答としてわかりやすいかなというふうに思いましたが、そこを簡単にお答えいただければ助かります。

倉島専門委員長 資料のどこですか。

島田委員 今回いただいた資料3の2です。築川ダム建設事業がより広範囲にわたってという四角い申し入れをいただいたところで、それが貴重な財産であるから、もうちょっと大事なものとして評価しなさいというのは、これは現状がそうであるというのをちゃんと評価したほうがよいのではというご趣旨だと思うのですけれども。それに対する答えが、例えば環境影響評価書を作ったということであれば、それは具体的にどういうふうな評価をしたのか、その評価を踏まえてどうしたのかということがもう少し詳しく書かれていたらよかったなという質問です。もしこの場でそこら辺について詳しく教えていただければ助かります。

倉島専門委員長 いかがでしょうか。

佐野河川開発課長 環境影響評価報告書をまとめる際には当然希少野生動植物は想定し、あと水質関係、あと現場での工事における振動、このあたりを全部評価として入れた形で

やっております。ただ、その際に環境が大事なのか、事業推進が大事なのか、そういうあたりの比較というのは難しいのですが、水質、大気のばいじん、粉じんとか、振動や希少種、そのあたりを全て把握調査した結果、今回事業として進めたということになってございます。

倉島専門委員長 よろしいでしょうか、公共事業ですから、事業を行う前提の調査だと。その上でどのような影響があるのか、影響をいかにして軽減していこうか、そういう対策が議論の本筋になるかとは思いますが、いかがでしょうか。

はい。

及川河川港湾担当技監 よろしいでしょうか。第1回目の資料、先ほどご指摘いただきました治水対策比較表ですね、前回の参考資料1のA3判の別紙1の方の、5ページ目を見ていただくといいですね。環境への影響ということで、環境影響評価調査をやった結果、こういう自然環境があって、それを評価した上で保全措置をこういうふうにとっていきます、ということ治水対策比較案ごとに書いているということでございます。

島田委員 そういうことをもうちょっと書いておかないと、この回答に対する答えにはなっていないような気がしたなと思ったところです。それは申し入れ書を出された方が既にご存じなのかもしれませんが、答えとしてちょっとずれてないかなと思ったという次第が1つです。

倉島専門委員長 ずれているというのは、環境と、それからダム建設と、全く両者対峙させて、という意味ですか。

島田委員 いや、申し入れ書への回答としては、評価することということであれば評価をして、どういうことだったのかというのを書いておかないとわからないのではないかと。評価しましたとしか書いてないので、それを踏まえて、こうだという展開になるのであれば回答として見たときにいいのかなと思ったのですけれども。これだと貴重な財産だから評価をして、こちらの申し入れ書の場合はダムを作らない方がいいのではないかというご意見だったと思うのですけれども、それに対しての回答としてはもうちょっとそこら辺がわかるような書きぶりにはしておかないと、何かすれ違って、今委員長もおっしゃいましたけれども、作ることが前提であるということでご質問されたわけではないと思いますから、何かちょっとそこがすれ違ってないかなと思ったところが一つあります。もうちょっとそこら辺、書きぶりなのかどうかわかりませんが、何かちょっとかみ合っていないなというようなことを個人的に思いました。

倉島専門委員長 いかがでしょうか。

佐野河川開発課長 それにつきましては、委員のおっしゃったように具体的なそういう配慮とか、もう少し具体的に書いた形でお出しする形にしたいと思います。

倉島専門委員長 はい。

島田委員 続いてもう一点、築川ダムに限らずということになるのかもしれませんがけれども、この間の北関東での水害等を考えると、ああいうときにどのような治水をするかということのをいろいろ検討されるのが県のお仕事だと思うのですけれども、例えばもうちょっと広い視野というのですか、例えばこの場所は浸水しやすいからなるべく家を建てないようにするような土地利用の合理的な規制とか、そういうことも含めながら県土をどのようにしていくか検討すると災害が少ないまちづくりにつながるのではないかと。恐らくそういうことを検討されていらっしゃると思うのですけれども、その辺あまり知らないからなのでも、例えば県ではどのように県土全体の整備計画というのですか、どのようにやると合理的にできるかみたいなことを検討されていらっしゃるか教えていただくと、今回のダムに関してもそれが関わってくるかもしれませんので、そういうことを教えていただきたいと思います。

倉島専門委員長 お願いします。

及川河川港湾担当技監 非常に難しい問題で、土地利用規制のお話がありました。これについては、平成 22 年のダムの検証のときにも総合治水という中で検討させていただいたのですけれども、やはり個人の財産とか、土地を自由に使うことを制限するというような方法というのは非常に難しいということがございます。ただ岩手県でも過去には旧川崎村で水害の常襲地帯がございました。ここにつきましては、災害危険区域に指定して、土地利用規制をしたということがございました。これは水害の常襲地帯ということで、ハード対策するのは結構大変なところでしたので、そういう中で土地利用規制みたいなことにも踏み込んだのですけれども、それ以外のところは確かに危険なところに住宅とか建てているところはありますけれども、今我々が取り組んでいるのは洪水ハザードマップで、土地利用規制はしないのですけれども、この地域は危険なところですよということで、危険な地域だということを知ってもらうことのソフト対策に取り組んでいるということになります。

それと、水害のほかにも土砂災害がございますので、昨年の広島での土砂災害、非常に大きな被害が出たわけですが、それを契機としまして土砂法も改正されまして、ハードはいずれそんなに急にはできませんので、まずはソフト、逃げてもらう、命は守るということで、土砂災害の基礎調査というものをやって、まず住民にお知らせするというような周知の活動をやっているということでございます。あわせて優先度をつけまして、ハード整備は着実に進めるということでございまして、お話にございましたような土地利用規制をかけるような流れには現在はありません。

島田委員 ありがとうございます。ただ、今の世の中の流れというのは、いわゆるグレーインフラのような大きい整備ではなくて、グリーンインフラというものも上手に生かしながらやっていくと。グレーインフラというのは、いわゆる今までのダムであったりと

か、築堤であったりとか、防潮堤であったりとか、そういうものです。それらをいかにグリーンインフラ、自然環境であったりとか、生態系の減災機能とかを上手に使っていくか、もちろん必要なところはいわゆるグレーインフラも必要ですけども、そういうことが世の中の潮流、世界的な潮流の一つになってきて、それがことしの3月に仙台で国連防災会議というのがございましたけれども、そういう方向性が大事なのではないかとということが採択された状況と聞いております。

今岩手県のほうでも、自然環境豊かなところだというふうに私も思っていますし、多分県民の皆さんも思っていると思うので、上手にそういうのを生かしたような形でこれから先のこういうダム事業であったりとか、防災事業であったりとか、そういうことをぜひ検討していただきたい。その中で、もしかしたら場合によっては土地利用規制みたいなことも必要になってくるのかもしれませんが、もちろん急にすぐにやれというつもりは毛頭ございませんが、そういうことも例えば部局内で検討されるようなことをどういうふうにするとうまくいくのかとか、例えばほかの事例がどうなのかとか、そういうことを研究されるとか、岩手県の県土の中でどういうところがそういうのに使えそうな場所場所というのですか、該当しそうな場所はどうか、いろいろ種々検討していただきながら、合理的な土地利用を、もちろん財産権等いろいろ問題があるのはわかっておりますけれども、何かそういうことがいろいろ検討できるようなことをちょっと考えていただければ大変いいかなと、半分は意見ですけども、そこら辺をちょっと念頭に置いていただければいいかなと思いました。

倉島専門委員長 ありがとうございます。別な会議ですけども、川づくりの懇談会でも私のほうから話題提供したことがありまして、要は氾濫原とか津波浸水区域に人は基本的には住めない。そこに生態系をもう一回再構築して、その生態系の中から価値を人間が享受するというような、自然と人間の関係を再構築するという趣旨かと思うのですけれども、考え方として今後出てくる、あるいは席卷することになるかもしれませんので、勉強していきたいと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

河野委員。

河野委員 話が変わるのですけれども、第1回の資料3の大規模公共事業再評価調書ですけども、これはダム建設事業の評価として再評価調書として書かれています。事業目的は洪水調整とか、流水の正常な機能の維持とか書かれていながら、5ページでは費用便益分析のところでは、治水分のみになっています。先ほど議論になりましたけれども、建設費のところでは恐らくこれは309.9億円の部分を県として計算されているのだと思いますけれども、これはそもそもダムの再評価ですので、530億円の建設費で計算し、便益の方に被害軽減の便益や残存価値以外にも、利水の価値や、流水の正常な維持とか、そういった便益を載せるべきではないでしょうか。こういった書き方が一般的なのかどうか私は知りませんが、調書はそもそもダム建設事業ですので、そうすべきではないかなと思います。

それからあと、これは再評価ですので、大事なものは残事業B/Cなのです。建設費用と

して、既に 63%投資していますので、それを差し引いた費用で計算して、残事業B/Cを計算すると恐らく3とか、このベースですけれども、超えると思うのですが、そういった計算も効率性の関係から、それで判断しているのです。

もう一点、不特定に係る費用ということで、199億円も除いていますけれども、代替法、代替のダムをつくる時はどれぐらい費用かかるのかといったのも工法で計算されていると思いますが、これはマニュアルにはそう書いてあるのですが、この方法は間違いですので、ぜひともマニュアルを作っている国土交通省にもう一度、何回も私はここで言っていますけれども、連絡をしていただきたい。

倉島専門委員長 1回目に戻るわけですね。

河野委員 いや、1回目の調書を見たとき、調書の値が、今回の議論でも大事なかと考えまして。

佐野河川開発課長 河野委員のおっしゃっているのはこの530億円トータルで考えるべきでは、ということでしょうか。

河野委員 そのトータルに対してどんな便益があるのかをこの表に書くべきではないかと。

佐野河川開発課長 ただ、ダム事業の場合、いろいろ多目的がございまして、利水というのは水道、新規利水分ですので、これはダムという治水からいくと離れますので、これはB/Cに入れないと考えてございます。

あと私ども県の方では、治水部分だけの費用対効果、今回1.3が1.5になったと説明してございます。河野委員おっしゃるようにこの不特定、ここですね、199億円、当然ダム事業であれば不特定も入れるべきではないかということでございます。それにつきましては、昔から治水だけを見ましてやっているものですから、再評価として前回との比較ということで急に変えるというわけにもいきませんので、治水だけでいきました。おっしゃるように、不特定を合わせた場合、不特定と治水を合わせた部分、これにつきましては国の方から前回の平成22年のダム検証の際には、この不特定を含めた形で費用対効果を出しなさいという話がございました。ということで最後、不特定の代替施設、これを考えた場合には、前回は1.5、そして今回は1.6ということで費用対効果を出してございます。

あともう一つ、残事業B/Cが大事ではないかという話、それにつきましては前回調書の8ページのところに、右のほうの一番端に残事業のB/Cを載せてございます。普通の河川改修ですと整備中に効果が上がり、残区間においてB/Cが変わるものですが、ダムの場合は完成しないと費用対効果が出ないものですから、全体事業費が同じであれば、事業費を使えば残事業費が減りB/Cが増えるという状況になってございます。

倉島専門委員長 いかがでしょうか、大分時間が押しているのですけれども、大事な案件ですので。いかがでしょうか、小山田委員はいかがでしょう。

小山田委員 第1回目のほうにも参考資料としてありまして、今日も参考資料2ということなのですが、これは発電の分は余り事業の金額には主立っていないというお話だったのですけれども、その表を見ますと年次で平成26年度以降が総事業費の中の運転維持費とか、あとは売電ですか、その辺がゼロとなっているのはどういうわけなのでしょうか。

野崎発電所建設課長 ただいまのご質問にお答えします。まず、発電所の売電の期間でございすけれども、築川発電所につきましては平成33年から平成52年までの20年間、これを固定価格買取制度の中で定められております買取価格で売電をするということになってございすので、その20年間までの期間として算定しているものでございす。

小山田委員 そうすると、それを過ぎた後はもうしないのですか、できないのですか。

野崎発電所建設課長 そういったことではございせん。実際に水力発電所でございすと20年でも十分それ以降も使えるということではございすが、固定価格買取制度の買取期間終了後の売電については現時点で決まっておりますので、算定はできないという状況でございす。

倉島専門委員長 いろいろご意見出てまいりましたけれども、本質的にこのダムが厳しいとか、そういうご意見はなかったように思うのですが、今までの審議を通して、次回にこういう論点でというのは、今まで私はないような気がするのですが、いかがでしょうか。新たな論点といいますか、ダムに関して。
どうぞ。

越谷委員 粗々ですけれども、前回の附帯意見みたいなものも今回も引き継ぐというような方法で考えてよろしいのですか。

倉島専門委員長 それはちょっとわかりませんね、あくまでも全体の附帯意見ですので、今回もし必要というご意見であれば引き継ぐこともあるかと思ひますけれども、今のところどうでしょうか、それについてもご意見いただきたいと思ひます。論点についてはよろしいですね、論点についてはよろしいと。

今回附帯意見として、附帯すべきようなものというのがありますでしょうか。附帯意見とはいえ、かなり重いものになってくると思ひますけれども、附帯意見の場合の問題、前回は、繰り返しますけれども、そういった治水方法を見直しなさいという国の方針がありました。これで必然的に築川のこういう表とかが出てきたということになります。前回の附帯意見というのは、時代の背景、政治の背景のもとで出てきた附帯意見ですので、当然それは今回もし不要ということであれば無くなるものと認識しておりますけれども、よろしいですか。これずっと続くのですか、附帯意見というのは。違ひますよね。

成田主任 はい。今回審議いただいた結果に基づき、改めて検討いただくものです。

倉島専門委員長 そうですね。附帯意見について、何か。

島田委員 前回のやつというのはあれですね、参考資料1ですか。

倉島専門委員長 参考資料1です。

島田委員 第1回目の資料の6の参考資料1と書いてあるやつですね。この平成22年の附帯意見が2つくっついているものを、という話でよかったですでしょうか。

倉島専門委員長 というか、これも平成22年のときの附帯意見だと。これが今の27年になってもここが附帯意見として付すべきだということであればそれもお意見ですし、もう必要ないのではないかとさえ、それもお意見です。

島田委員 例えばこの附帯意見、平成22年のほうの(2)のほうの地元自治体がA以外の案を要望した場合というのは、今回こういう同じようなものがつくわけではないと思うのですけれども、住民の方の意見があれば、それはまた検討するというようなことは書いてあってもいいのかなと。どうなのですかね。

倉島専門委員長 これ例えば川辺川ダムのように本格的な住民の反対運動、今でも継続中だと思うのですけれども、そういうものがあれば当然附帯意見等々にかかわらず、それはもう住民の皆さんのご意見を聞く機会を県としては持つべきだろうと。あえてここで1以外の案を強く要望、今現在強く要望されている方がいらっしゃるかとすると、地元説明会等々何度もやられているようですけれども、パブコメを寄せられた内容を見ますと、やはり前回とほとんど変わらない。そういう中で、地元自治体というちょっとこれ意味がぼけてくるというのですか、地元自治体というと盛岡市と、それから矢巾町の二つですね、この自治体、行政担当者あるいは住民の方が大規模な反対運動を起こしているかということではありませんので、ここは当時を振り返るとやはりそういう可能性というか、当時の政策がそういうふうにしなさいと、ダムはちょっとけしからんじゃないかと、そういう流れの中でこういうものが出来たわけですので、あえて付す必要はないのかなと私は個人としては思っています。

むしろ別な会議かもしれませんが、最近雨の降り方を見ますと本来の50分の1が30分の1ぐらいで起こっているのではないかと、70分の1が50分の1で起こっているのではないかというのは当然水文、こういうものを専門としている人たちの議論がもうかなり深まっています、まだ当然行政のほうまでは浸透してないかと思うのですけれども、むしろそっちのほうは私は気になって、この築川ダムで大丈夫なのですかみたいな、あるいは30分の1が100分の1に、この程度だったら30年に1回ぐらい来ますよ、ということはある得ると、昨今の気候変動の中でそんな感じを持っているわけですが。

余計なことですけれども、平成 22 年から見ると住民の方の対河川防災に関する考え方というのは非常に変わってきているのではないかなと、私はそのように感じております。むしろちょっと足りないのではないかと、それぐらいのものを思っている方もいらっしゃるのではないかなと推測していますけれども。ですから、こういう附帯意見というのはやはりその時々そういう背景みたいなものにかかなり影響されるのかなという気もいたします。いかがでしょうか、積極的に今何かこういう附帯意見をすべきということがありましたら検討して次回答申案をつくると思うのですけれども、検討に入れたいと思いますけれども、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

倉島専門委員長 それでは、次回答申に向けてということによろしいですね。

「はい」の声

倉島専門委員長 ありがとうございます。事務局から何かございますか。よろしいですか。

「なし」の声

・木賊川広域河川改修事業

倉島専門委員長 それでは、木賊川広域河川改修事業についての審議に入りたいと思います。この件についても効率的審議を進めるために、前回までの審議をもう一回、それからパブリックコメントの実施結果、それから前回までの追加説明をお願いした事項について県土整備部河川課から説明をお願いします。

〔資料 1、6 説明〕

倉島専門委員長 ありがとうございます。パブリックコメントの意見について説明を求めましたこと等について説明がありましたけれども、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですかね、ここは前回の説明で2つの遊水地の構造というか、役割がよくわかりましたので。

お願いします。

越谷委員 余り本筋ではないかもしれないのですけれども、パブリックコメントの1番目に対して、北上低地西縁断層帯の活動というか、発生確率が非常に低いと確かに出ているはずなのですけれども、根拠としているデータが三角で、あまり0%とはっきり言えないみたいなこともちゃんと注釈に書いてあって、これを書かなくてもいいのかなというか、余り押しつけてしまうとこの断層は全然動かないという、県として評価しているわけではないので責任もちろんないと思うのですが、そういうこともあるというか、研究途上であるということもお含み置きいただければ、もし不要であれば、とも思いますが。

上澤河川海岸担当課長 私どもはむしろ後段の遊水地そのものの機能といいますか、多分この方は東日本大震災のときに福島県の貯水池かダムがそういった地震によって決壊して土石流等を招いたというような事例を踏まえてのお話かと思っているのですが、基本的に普段は水をためておくものではありませんので、そういった洪水が発生して、その貯水池に満杯に水があったときにそういった規模の地震が起きる確率というのは低い、といったような形で設計を進めるというようなこととお話ししたかったのですが、この方はかなり地震に詳しいこともあったので、そういった資料があるということで記載しておりました。

倉島専門委員長 よろしいですか。何かあるのであれば。

越谷委員 余り無理に主張して大変なというか、本当なのですかみたいな話にならないといいなという、データとして不安定であるということをご理解いただいた上で書くのであればという意味です。だから、追加で何か言われてもそういうことになるのかなということですね。

上澤河川海岸担当課長 まず、この資料の6、大きく3つのセンテンスになってございますので、例えば1番、木賊川遊水地の治水対策の件については、そういった安全性を確保するとして書いています。ですから、そこから次の、「当該遊水地は洪水時において」というような形でもっていったとしても、基本的な県の考え方は述べることができるかと思っておりますので、先生のご指摘のとおり、この真ん中のセンテンスは除くことでも。ただし、もう回答しているのですが。

越谷委員 そうか、もう回答してしまっているんですね。

成田主任 いえ、回答はまだです。

倉島専門委員長 いかがでしょうか。

越谷委員 そんなに強く主張しているわけではないので。

倉島専門委員長 要は、地震と洪水という独立事象が一発で発生する可能性というのは、確率というのはゼロに近いという最後は決め手かと思うのですけれども。むしろこういうゼロに近い可能性のところまで詳細に調べていただいたと。

越谷委員 ですから、無理をなさらずにと。

上澤河川海岸担当課長 事業課とすればこの真ん中のセンテンスは削除の方向で整理したいのですけれども。

倉島専門委員長 では、そのようにお願いします。
ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

小山田委員 資料の中のどこということではないのですけれども、この遊水地というのが現地確認させていただいて、すぐそばには学校があり、住宅地がありということですので、洪水になっていっぱいになったときというのはどういう感覚で、どのくらい貯まっているのかわからないのですけれども、本当に安全には気をつけていただかないと子供たちとかというのは気になるなと思いました。現地のほうでどのくらいの高さあるのですかみたいな質問もしたのですけれども、本当に住宅地もあるので、安全には気をつけていただきたいというふうに思っていました。

あと先ほど島田先生がおっしゃったのですけれども、やはりこの木賊川もそうですし、さっきの築川もそうなのですが、特に木賊川のほうなんかは新しい住宅地がもう広がっていますので、ハザードマップというものですか、そういうものはできるだけ早く皆さんにお知らせしながらこういう洪水等の被害を最小限にする工夫をやっていかなければいけないのではないかと、ちょっと全然関係ないところで申しわけありません。

倉島専門委員長 これは前日も議題になったところですが、宅地の問題は、盛んに分譲されている部分ですので、何らかの対策されていますよね、確か。

上澤河川海岸担当課長 ハザードマップの件が出ましたが、平成 25 年に作成して公表しているというようなことでございます。まず、1 点目にお話のあった、具体的に工事等に入るときには当然その段階、段階を踏まえながら、地元の方々に進捗状況なり、計画の概要等を説明するような場を設けながら、理解を深めていただきながら工事は進めさせていただきたいと思っております。

倉島専門委員長 ありがとうございます。

それでは、論点整理に入ってよろしいでしょうか。その中でご意見いただいてもいいですけれども、次の機会、答申を目指している、先ほどの築川と同じく次回の答申に向けてのお話ですけれども、継続して審議していただくような新たな論点というのはあえて見当たらなかったのかなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、先ほどと同じなのですけれども、答申に当たっての附帯意見等を付すような必要性がありましたらご指摘いただきたいと思います。

島田委員 附帯意見がそもそもどういうものかいまいちよくわかっていないのですけれども、何度か私が言っているカワシンジュガイなどの希少な生き物についてのモニタリングを引き続き行って、適切な管理していくみたいなことを、先ほどの例えばやりましたよと、こんな形になっていますよというのを例えば定期的にこういうところで報告していただくというのは附帯意見としてはあり得るのですか。

倉島専門委員長 今まで私は経験してないですね。

島田委員 それぐらいここ気になっている場所なので、もしそういうのがお願いできるのであれば、ここでなのか、どういう機会なのかちょっとわかりませんが、どうなのですかね。

倉島専門委員長 私も結構島田委員と同じ意見なのですけれども、公共事業の一つの性格としてモニタリングを継続するという事は余りなじまないという私は認識なのですが、その辺いかがでしょうか。仮にご指摘のようにカワシンジュガイ等、ほかの希少種等についても、仮にモニタリングを実施するとなるとどんな手段があるのか。この事業はこれで終わってしまいますよね。どういう予算措置みたいなのがとられるのか、可能性はあるのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

上澤河川海岸担当課長 通常、事業が動いているときには工事の進捗等に合わせて現地の工事の、モニタリングというような形での経費は捻出は可能ではあるのですが、一旦工事等が完成してしまうとなかなかそれは難しい。あと島田先生のおっしゃった、こういった場での取り組みの状況等については、次の評価とかのときに、ここでの環境、自然環境等の状況及び配慮事項、そういったところに書き加えていくというようなことも一つなのかなと思いました。

倉島専門委員長 これまた数年後の評価の対象になることですね。そういうところで、また確認していただくような形が今のところ最良の方法でしょうか。

上澤河川海岸担当課長 私どもが公共事業を実施する際には、具体的な工事を発注する際には局内に希少野生動植物委員会、そういったもの等を立ち上げておまして、それぞれの動植物の先生方にご意見をいただくような場もあります。そのときに、工事のときにどういった配慮するとか、工事が終わった後に確認とか、そういった様々な意見をいただく機会もないわけではありませんので、そういったときに実際の取り組みを聞いていただくのも一つあるのかなと思ってございます。

倉島専門委員長 ということですがけれども、島田委員いかがでしょうか。

島田委員 こういう大規模評価の中では、一つのくくりとして事業が終わった後に何とかするというのが難しいのは重々理解はしているのですが、何かそこら辺を上手な仕組みを庁舎内で作っていただいて、例えば新しく作った河道型排水のところに戻すというような作戦もないわけではないはずで、そうすると事業が終わった後でなければできないのですよね。カワシンジュガイを同じ上流側に移すというお話がありましたけれども、そうではなくて新しくつくったところに戻すみたいなこともあり得る。例えば上流側のほうには既にほかの個体群がいるわけで、そういうところにさらに入れるのかということで、そこ

に貝がいっぱいになり過ぎてしまわないのかというようなこともありますよね。そうすると、別によけておいて、工事が終わった後に同じ場所に再生させるというようなこともあれば、そうすると事業が終わった後に、しかも聞いた話ですとコンクリートですので、少々時間を置いたほうがいいのかいろいろどうも生き物の方での具合があるようです。そういうのを例えばこの事業ではない別な事業の中に今度は譲り渡していくのかどうかわかりませんが、何かそういうようなことを上手に仕組みをつくっていただきながら、この部分のカワシンジュガイを保全していくような手立てを考えていただくようなことができないかなというようなことがこちらの希望ですが、そこら辺についてはどうなのでしょう、こういう仕組みというのは考え得るのですか。

及川河川港湾担当技監 今のお話はもうかなり昔からいろいろお話を受けてございまして、予算上の制約があってなかなか完成してからはできないという実態がございまして。それを何とかして、例えば地域の方々のお力をお借りしながら継続していくという方法は、地域の協力の体制もありますけれども、可能かと思えます。

それと事業終わってから、コンクリートがある程度固まってからというのと、事業が終了して数年後ということになると、なかなか現実的に難しいのかなと思えますけれども、まだまだこの工事は平成 39 年、そのくらいまでの長いスパンでございまして、この中で先ほど言いましたように毎年振興局の中にある環境検討委員会みたいなどころでご意見聞きながらいろいろ検討させていただきたいし、さまざまな機会に専門家の方々からの意見を聞きながら方法を検討していきたいなというふうに思えます。

倉島専門委員長 よろしいでしょうか、この事業の中でというものは難しいと。別のチャンネルを探していただく、ご検討いただくと、いろんな同じような事例というのは無数にあるかと思うのですけれども、ということでもよろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか、附帯意見とすべきようなもの、ちょっと見当たらないのかなという感じですが、今のところ附帯意見はないような形で答申の方向で進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

「はい」の声

倉島専門委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

ここで、事務局から何か確認ございませんか。

ここで5分ほど休憩をとりたいと思えますので、5分ぐらい時間押していますけれども、5分ほど。再開は15時10分にしましょう。

(2) 大規模施設整備事業の事前評価について<継続審議>

・みたけ学園・みたけの園整備事業

倉島専門委員長 それでは、続きまして大規模施設整備事業の事前評価、みたけ学園・みたけの園整備事業の継続審議に入ります。

この件につきましても効率的に審議を進めるために前回までの審議を振り返ってみたい

と思います。パブリックコメントの実施結果、前回までの審議結果で県の説明をお願いしていた事項についてのご説明をあわせて事務局からお願いいたします。

〔資料 1、7、8 説明〕

倉島専門委員長 ありがとうございます。パブリックコメント、それから前回ご説明お願いしたところについて説明いただきましたけれども、ご質問等ありましたらいかがでしょうか。

ここは秋山委員から結構出ていた質問かなと思うのですけれども、説明は尽くされているかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

はい。

小山田委員 資料7の3ページの説明にありましたけれども、(2)のところでは施設に入所する障がい者は、入所施設を退所して地域での生活を推進しているためということで、法律が変わってそのようになってどうかというお話でしたけれども、実際のところやむを得ずというか、厳しい方々もいらっしゃるのではないだろうかという不安があるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

倉島専門委員長 いかがでしょうか。

伊藤障がい保健福祉課総括課長 ただいまご質問いただきました地域への移行の関係でございますが、地域で生活可能な方につきましてはいろいろな訓練をいたしますし、あとは御本人の意向なども併せまして、地域移行を進めるということでございますので、無理に入所型の施設からグループホームなどへの移行といったようなものではございません。

なお、やはり施設に入所していた方々も地域の中で一緒に暮らして、そこから例えば訓練に通ったりといったようなことで、生きがいを持って生活され、施設よりもいいという方も相当おられると伺っております。

倉島専門委員長 はい。

小山田委員 一緒にお話しすればよかったのですが、前のページの2ページの障がい児について、2つ目のグラフの措置入所の障がい児の数の推移なのですが、このグラフの赤いほうが措置児童数ということなのですが、たまたま平成25年より平成26年が少なかったと思うのですが、その前は上向きになっていますので、これだけで同じ数でいくという判断はちょっと難しいのではないかと思います。

伊藤障がい保健福祉課総括課長 このグラフにつきましては、現在利用している方の中での措置入所がどのぐらいかということを示したものでございまして、全体といたしますと人数は大体180人台のところまで推移してございますので、私どもといたしましては入所の形態は変わりますけれども、施設の定員としては妥当なものではないかなとの考えでおります。

倉島専門委員長 少子化等で減少傾向なので、措置児童数というのは減っていくということですが。

ほかにはいかがでしょうか。

「なし」の声

倉島専門委員長 それでは、これについてもそろそろ答申に向けて取りまとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

小山田委員 4ページなのですが、みたけ学園、子供のほうはやむを得ない、いいのかなと思うのですが、みたけの園、大人のほうについてなのですが、やはり4人部屋なのではないでしょうか、その大人の方たちということで、個室というものは検討はされないのでしょうか。

伊藤障がい保健福祉課総括課長 基本は個室で整備する予定としてございます。従いまして、1人当たり9.9平方メートル以上ということなのですが、単純に計算しますと1人当たり12平方メートルぐらい確保できるのではないかと考えております。

倉島専門委員長 それでは、よろしいでしょうか。継続して新たに論議するようなどころも見当たらないということで整理させていただきます。あわせて附帯意見ですが、これも附帯意見を付すようなことは今までちょっと見当たらないと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

倉島専門委員長 それでは、附帯意見は今のところ考えないということで答申に向けて、ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

「はい」の声

倉島専門委員長 それでは、事務局から何か確認事項ありましたら。よろしいでしょうか。

「なし」の声

倉島専門委員長 それでは、この議案はこれで終わります。ご苦労さまでした。

(3) 大規模事業事後評価実施計画の策定について

倉島専門委員長 それでは、次の議事の（３）ですけれども、大規模事業事後評価実施計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

〔資料 9 説明〕

倉島専門委員長 それでは、今大規模事業の事後評価実施計画の策定について説明ありましたけれども、ご質問、ご意見ありましたら。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

倉島専門委員長 意見は特にございませんということにさせていただきたいと思えます。

（４）その他

倉島専門委員長 それでは、その他ですね、議事（４）のその他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

〔参考資料 1 説明〕

倉島専門委員長 ただいま東日本大震災津波からの復旧・復興事業に配慮して、この委員会に諮問する事業地区を限定することについて説明ありましたけれども、これについてご意見いかがでしょうか。これもうしばらく続くのですか。どのぐらい続くのですか。

小野評価課長 どの程度継続するかというのは、また委員会のほうにご相談させていただきたいと思えますけれども、いずれ県の復興計画は平成 30 年度までの計画でございます。今の段階で公共事業等のロードマップ、復興事業について出しておりますけれども、件数ベースで大体 4 割ぐらいという形でございますので、実際は昨年度、今年度、来年度あたりがかなり事業のピークにかかってきます。また、関係する公共事業、担当部局におきましては、市町村のまちづくり等との関係もございまして、若干平成 30 年度までの目標といったものもこれで完成するということではなくて、しばらくどうしてもかかってしまうという状況がございますので、復興事業の進捗を見ながらご審議いただければと考えております。

倉島専門委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

「なし」の声

倉島専門委員長 それでは、今ご説明いただいた内容について、委員会として特に意見はないという結論にさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局から何かありますでしょうか。

「なし」の声

倉島専門委員長 ないですか。それでは、議事を終了させていただきます。
進行をお返しいたします。

4 閉 会

〔事務局から閉会宣告〕